

# 荒川区特別養護老人ホーム入所指針

## 1 目的

この指針は、荒川区における特別養護老人ホーム入所希望者の増加に対応し、入所の必要性の高い入所希望者から入所できるようにするために、新たな入所調整に関する基準を定め、入所決定の透明性・公平性を確保すると共に、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所調整の対象者

入所調整の対象者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 荒川区に在住し、区内特別養護老人ホーム（以下「施設」という）に入所申込みをしている者。
- (2) 要介護度が1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者。
- (3) 特別養護老人ホームに入所していない者。
- (4) 入院加療を必要としない状態であり、また施設での生活に支障がない者。

## 3 入所申込み及び申込み事項の変更の届け出

- (1) 入所の申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込書（表面）、特養入所調査票（裏面）」（様式1）「状況調査票」（別紙1）を直接希望する施設に提出し申込み。
- (2) 入所申込者は、入所申込者の状況（要介護度等）又は入所調整基準の該当項目、希望施設に変更があった場合は、変更申請書を提出しなければならない。変更申請書は、各施設及び高齢者福祉課窓口で受付ける。
- (3) 虚偽の申込み  
申込書の内容が明らかに虚偽と判断される場合、区と施設は申込者に通知したうえで、入所申込みを取消することができるものとする。

## 4 入所希望者名簿の作成

- (1) 区は、申込書の内容に基づき、荒川区特別養護老人ホーム入所調整基準（別紙2）に照らし各申込者について配点を行い、その合計点の上位の者から順に施設ごとの名簿を作成する。
- (2) (1)により作成された名簿については、1年以内に入所が見込まれるAグループ、施設入所が望ましいと考えられるBグループと他の介護施策により、居宅等での生活が当面可能と考えられるCグループに分けるものとする。
- (3) 名簿順位の改定は6ヶ月ごととし、前期は9月に入所調整を行い、有効期間は10月～3月とする。後期は3月に入所調整を行い有効期間は4月～9月とする。この間名簿の順位は固定とする。但し、Aグループとなった者は、1年以内の入所を目指すため1年間順位を固定する。
- (4) 新規申込者及び変更申請を提出した者は、年2回の改定によるグループ分け（2）に従って、配点順に登載される。

## 5 入所調整会議の設置

区と施設は、入所調整を行うにあたり、入所調整会議を年2回（前期9月、後期3月）区役所にて開催する。

(1) 入所調整会議は、区内各特別養護老人ホーム施設長・各施設生活相談員・高齢者福祉課長・介護保険課長・高齢者相談支援係長により構成するものとする。

なお、調整会議の庶務は、高齢者相談支援係において行う。

(2) 入所調整会議は、審議の内容を議事録にして保管しなければならない。また、議事録の開示を求められた場合は、荒川区個人情報保護条例の規定に従いこれを公開するものとする。

(3) 入所調整会議の審議事項

①特別養護老人ホーム入所順位の決定に関すること

なお、決定された名簿の効力は、Aグループは1年間、B・Cグループは6ヶ月とする。

②その他必要と認める事項

## 6 入所者の決定

(1) 施設は、4によって作成された名簿の上位から入所者の決定を行う際に、次に掲げる個別の事情を勘案することができる。

① 性別（部屋単位の男女別）

② ベッドの特性（要介護度及び認知症の有無等）

③ その他、施設が特別に配慮しなければならない個別の事情

## 7 入所辞退者の取り扱い

入所の順番となったにもかかわらず、申込者の都合により保留の申し出があったときは、希望する他施設を含め、入所申込みは取り消される。再度入所を希望する場合は、新たに申込みを行わなければならない。

## 8 特例入所

次に掲げる場合においては、優先順位によらず入所を決定することができる。

① 措置入所に該当する場合

② 天災、火災等緊急に入所が必要な場合

## 9 その他

本指針に定めがない事項、およびその扱いに疑義が生じた場合は、入所調整会議で協議し決定するものとする。

付 則 本指針は、平成23年7月1日より施行する。